

稲葉課長 ただいまから、「平成 27 年度第 2 回 市川市環境審議会」を開催させていただきます。

本日は 5 名の委員の方から所要により、ご欠席という連絡を頂いておりますので、始めに皆様にご報告申し上げます。ご欠席とご連絡をいただきましたのは、廣田委員、辰田委員、小倉委員、新井委員、そして石井委員からでございます。なお、大野委員でございますが、少し遅れてのご出席と連絡を頂いておりますので、あわせてご報告申し上げます。

委員総数 17 名のうち、現時点で 11 名、半数以上の御出席でございますので、市川市環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは市川市環境審議会条例の規程に基づきまして会長より議事の進行をお願いいたします。

鮎川会長 会長の鮎川でございます。

早速ですが、平成 27 年度第 2 回市川市環境審議会を開会いたします。

先程、事務局からのご報告にありましたように、本日は 5 名の委員が欠席でございます。また、1 名の委員が審議途中から出席の予定でございます。

委員の半数以上のご出席でございますので、市川市環境審議会条例第 6 条の規程により本会議は成立しております。

次に、会議の公開・非公開につきまして、検討いたします。

本日の審議事項「市川市地球温暖化対策実行計画の見直しについて」は、個人情報等の非公開条件等はありません。

公開ということによろしいでしょうか。

【 「異議なし」の声あり。 】

ご了承いただきましたので、審議事項につきましては公開といたします。本日の傍聴者は何名でしょうか。

稲葉課長 1 名いらっしゃいます。

鮎川会長 中に入ってくださいようお願いします。

稲葉課長 はい。

鮎川会長 ありがとうございます。
それでは、議事を進める前に、本日の予定について事務局からご説明をお願いいたします。

稲葉課長 引き続きまして、私、稲葉から、ご説明を申し上げます。
本日の審議内容でございますが、既に次第等でご案内をさせていただきましたとおり、本日の審議につきましては、前回に引き続きまして、今年の2月に諮問をさせていただきました「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案」につきましてご審議をいただきます。
なお、終了時間といたしましては、この会場等の都合もございまして、誠に恐縮ですが、15時半頃を予定しております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
以上でございます。

鮎川会長 ありがとうございます。
それでは、議題を進めます。
審議事項の「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて」ですが、議題1として、前回の審議範囲から審議を進めていきます。
まず、事務局から関連資料のご説明と、前回、事務局に質問が3点ほどあったと思いますので、そのことに対するご説明をお願いいたします。

稲葉課長 はい。それでは、引き続きまして、私、稲葉から資料に基づきましてご説明をさせていただきます。
なお、詳細事項等につきましては、随時、担当から補足説明をさせていただきますので、あわせてご了承いただければと存じます。よろしくお願いいたします。
始めに、資料1-1をご覧頂きたいと思います。
諮問案に対する意見一覧（平成27年度）と書かれました資料でございます。
縦に諮問案該当箇所ということで、第1章から第6章までを並べてございます。また、その隣に、前回の7月3日に開催をさせていただきました平成27年度第1回環境審議会における委員の皆様からの主な意見を、事務局でまとめさせていただいたものでございます。更にその右側が意見書ということで、皆様のもとに第1回の審議会開催後に会長から、なかなか当日は時間の関係もございまして、皆様にご発言をいただけなかった部分もあるのではないかと

ことで、皆様から改めて意見書という形で意見を伺いたいということで、お願いしたものでございます。こちら各章ごとに皆様の意見を要約して掲載をさせていただいております。意見提出は6名の委員の方からいただいているところでございます。なお、本日、時間の関係もでございますので、それぞれ既に他の委員のご意見、あるいはお考えというものをご確認いただいていると認識しておりますので、詳細な説明につきましては、今回は控えさせていただくということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料1-2をお願いいたします。

同じく、諮問案に対する意見一覧でございますが、こちらは平成26年度ということで書かせていただいております。先程申し上げました今回の諮問をさせていただいた平成27年2月3日、その当日ご意見をいただいたものを中央に、更に右には、その後同じように会長から各委員に意見書の提出を求めており、各委員からの意見をそれぞれ同じように章ごとにまとめたものでございます。こちらの意見の提出は当時の委員ということではございますが、3名の委員からそれぞれの項目について、意見をいただいているという状況でございますので、あわせてご報告をさせていただきます。

続きまして、恐れ入ります、時間の関係で次に進みます。

資料2をお願いいたします。

市川市地球温暖化対策推進協議会からの意見書（概要版）でございます。こちら、地球温暖化対策推進協議会と申しますのは、現在、既に温暖化対策の計画として動いております地球温暖化対策推進プランの推進組織といたしまして、平成22年度に組織されたものでございます。構成委員といたしましては、市民、事業者、関係団体、そして事務局を務めます市で構成されている団体でございます。なお、2月の諮問案策定に際しましても、様々な視点からご意見をいただいております、昨年度末に私ども事務局に向けて意見書という形で協議会からいただきましたので、その概要について、この資料2で簡単ではございますが、まとめさせていただいたものでございます。

まず項目としまして、1番目、理念と将来構想という部分でございます。こちらの2行目の中段、真ん中から、確実に温室効果ガス排出を減らし、自然に親しみ、災害に強く、健康なまちづくりで世界に誇れる故郷を次世代に引き継ぐことを念願する。そのために、ということで、低炭素社会への転換を図り、また、これを市の発展への好機と捉え、市民、事業者、関連活動団体、教育研究機関、市が協働して取り組んで行くべきではないか、というものが協議会の意見書、特に理念、将来構想という部分で述べられたところでございます。

また、2番目には具体的な目標といたしまして、一人当たりの排出量ということで、既に下線で示しているところでお気付きかと思いますが、諮問案にも意見書をもとにこの考え方、私どもの諮問案の目標ということで、短期、中期、長期における一人当たりの二酸化炭素の排出量という形で取り入れさせていただいているものでございますが、長期目標 2050 年度までに一人当たり 2 トンまで下げる必要があると、割合で言いますと 80%の削減が必要だというご意見を頂いているところでございます。

その下 3 番目、行動計画でございますが、それぞれ書かれております。例えば、温室効果ガス削減のための行動計画、という一番上の黒丸の部分、住宅を対象とするもの、住宅以外の建築物を対象とするもの、ということでそれぞれ書かれております。また、創エネルギー導入のための行動計画といたしましても、公共施設等への導入の考え方、というものも協議会の意見書の中で述べられているところでございます。

続いて 4 番目、推進のための仕組みでは、協働で推進する仕組みが必要である、また、重要なのは人づくりである、ということが書かれてございます。

5 番目として、快適で強靱な市川をつくるための仕組みづくりでは、総合的な施策を調整、検討するための市長直轄の組織というものも必要であろう、ということでご提案をいただいているところでございます。

最後に 6 番目でございますが、中長期的ビジョン推進のための行政への期待、と題しまして、市における再生可能エネルギーの導入目標の設定、再生可能エネルギー導入・普及に関する条例化の検討と整備、更に 3 つ目としまして、再生可能エネルギー事業利用時の市有地（施設）貸し出しに関する規則の検討と整備、とされているところでございます。

続きまして、資料 3 をお願いいたします。

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案パブリックコメントの概要ということで、こちらにまとめさせていただきました。これは前回の審議会でも今後のスケジュールとしてご紹介をさせていただいたところですが、今年の 7 月 21 日から 8 月 20 日までの 1 ヶ月間、この諮問案に対する市民からの意見の募集ということでパブリックコメントを実施いたしました。この結果、6 人の方から合計で 24 件のご意見、ご提案をいただいたところでございます。こちらの意見、提案につきましても、章ごとにまとめさせていただいております。

まず第 2 章、計画の基本的な事項等として、こちらに 2 件書かせていただいております。地球温暖化対策や国のエネルギー政策を幅広く捉えた対策への期待、というものが 1 件、またもう 1 件は、昔の真間、菅野、八幡にあった景観を市全域に広げて再現していくべき、というような内容でございます。

次に第5章、目標達成に向けた取り組みについて、ということで項目ごとではございますが、まず1つめ、省エネ設備に関するご意見、ご提案が8件ございました。次に緑地など緑に関するご意見が4件ございました。更にその下、交通に関するご意見が1件、循環型社会推進に関するご意見が2件、更に協働に関するご意見が2件、というものでございます。

6章に関しましては、大きく二つに分かれておりますが、まず1つ目は、中長期的な課題検討に関するご意見が1件、推進体制に関するご提案、ご意見が4件ということで、計24件のご意見、ご提案をいただいたところでございます。

以上が、前回の審議会以降に私どもにいただきました皆様からの意見、更に市民からの意見、そして関係団体である協議会からのご意見ということで、駆け足になりましたが、大きくはこの3件のご意見の報告でございます。

続きまして、先ほど会長からもお話しがございましたが、前回の第1回審議会で私どもが説明し切れなかった部分もございますので、第2回目の冒頭で補足説明をさせていただきます。

資料4-1をお願いいたします。

温室効果ガス排出量の推計について、というこちらの資料をご覧頂きたいと思います。前回、目標等の算出にあたって、市川市独自のデータを出来る限り集めて、それを積み上げて推計する、あるいは目標設定に使う、現況を把握する、こういったことが非常に重要である、というご意見を皆様からいただいたところでございますが、ここに、全国、都道府県、政令市、更に市町村ということで、既に統計データ、または公表されているデータがあるもの、あるいはないものということで、簡単に表にまとめさせていただいております。左の欄、統計等の名称として、総合エネルギー統計から都道府県別のLPガス販売量まで18項目、公表されているデータを載せております。そこから右の欄には、データの入手単位が全国あるいは都道府県レベルで、それぞれ入手できるものは黒丸(●)、更に一部のデータが収録できるというものは黒三角(▲)、という様に表させていただいております。ご覧になっていただいておりますとおり、市川市が公表データとして得られるものは、市区町村別自動車保有車両数、固定資産の価格等の概要調書、経済センサス基礎調査、工業統計と、市町村個別で得られるデータは18項目のうち4項目しかないという状況でございます。

次のページをご覧頂きたいと思います。②の各部門におけるCO₂排出量の推計方法として、諮問案の86ページの抜粋でございますが、こちらをご覧頂きたいと思います。

民生家庭部門から参りますが、まず一番上の電力に関しましては、現在、電力の消費量の算出というのは先ほども申し上げましたが、市川市固有のデータ

というのはございません。千葉県の消費量というのは分かりますので、この千葉県の消費量から世帯数、更に世帯ごとの人員数で割り返して、市川市のデータとして推計しているという状況でございます。なお、前回の審議会の中で、電力会社である東京電力に市川市固有のデータについて改めて依頼をするべきではないか、というようなご意見を頂いたかと思えます。私ども直接、市川市域を所管します東京電力の支社に参りまして、そういったお願いをしたところ、電力契約には、大きく2つ、電力という契約と電灯という契約がございまして、電灯というのがいわゆる一般家庭で契約する方法ですが、この電灯と電力の2種類であれば市川市固有の数値を提供可能であると言って頂きました。ただし、必ずしも電灯契約が家庭だけとは限らないと東京電力から言われました。例えば小規模な商店では家庭と同じ電灯契約をする場合が多いこと、また、まもなく来年の4月から電力が自由化になりますので、それ以降は東京電力だけのデータでは市川市のデータにはなりませんよ、というこの2点がありましたので、私ども、データはいただけるということにはなりましたが、それが市川市内の家庭で消費される電力量と等しいということにはならないのではないかとというような認識はしております。ただし、貴重なデータではございますので、今後の傾向等を見る参考データとさせていただきたいと考えております。

続きまして、都市ガスにつきましては、これは京葉瓦斯から市川市固有のデータをいただいておりますので、そのまま使わせていただいております。

灯油、それからLPGに関しましては、それぞれの県の県庁所在地、千葉県で言えば千葉市のデータがございまして、こちらから按分をさせていただいているという状況でございます。

民生業務部門につきましても、同じような理由から、県のデータあるいは県庁所在地等のデータを元に、市川市のデータを推計しているという状況でございます。

続きまして、4ページ目、③運輸部門（自動車）のCO₂排出量の推計という部分をご覧いただきたいと思えます。下のグラフの両矢印の部分を見ていただくと分かりますが、平成21年を境とするデータの差について、改めて皆様にご報告をさせていただきます。

こちらにもございまして、平成20年度までは自動車輸送統計という方法を使っておりました。平成21年度以降は自動車燃料消費量調査となっており、統計の取り方、調査の仕方が変わったということでございます。その中で大きく変わったのが、特殊車両とバスが調査対象に追加されたということです。平成20年度までは、関東運輸局のデータに関しては、特殊車両、バスが入っていませんでした、ということです。それが平成21年度の調査からこの2車種が追加されたことによって、CO₂排出量に影響を与え、それが結果的にこのグラフの様に、

差となって現れてしまったということでございます。

なお、グラフの破線で描いた全国値からの推計では、この差があまり無いとお感じになると思いますが、全国値に関しましては、平成 20 年度以前の自動車輸送統計においても、特殊車、バスは既に調査対象に入っていたということが分かりました。ですから、関東運輸局のデータを使うとどうしてもこのような差が現れてしまう。関東運輸局のデータを使わずに、全国値から単に市川市の固有台数で割り返す方法もありますが、そうしますと、グラフ右端の小さなほうの両矢印で示したとおり、全国値の方がやはり CO₂ 排出量は全体的には高くなります。地方のデータも合わせてしまうと、車の古さとか、あるいは使用の方法というものも多様になってきますので、やはりデータとしては、関東運輸局のほうが、より市川の現状に近いのではないかと考えております。ただ、繰り返しになりますが、平成 20 年度以前と比較をすると、単純に 2 割くらい増えてしまうという状況でございます。この後、改めてご説明をさせていただきますが、諮問案では平成 17 年度を基準年にしていますが、この平成 17 年度と比較しますと、どうしても単純に見掛け上 2 割くらい運輸部門からの CO₂ が増えてしまうという状況でございます。仮にこれを平成 21 年度以降に基準年をずらしますと、そういった見掛け上の増加はなくなるということでございます。

続きまして、資料 4-2 をお願いいたします。

国内外の動向を踏まえた市の目標設定の考え方について、でございます。諮問案の目標設定について、こちらでも前回の会議の中で、もう少し詳しく説明をして欲しいというご意見をいただきましたので、改めて資料として、こちらにまとめたものでございます。こちらでも本編の 52 ページからの抜粋でございます。

まず基準年については先ほども申し上げましたが、諮問案では、国が当時推奨していた年度を採用し、平成 17 年度を基準年としております。その下に短期計画といたしまして平成 32 年度、2020 年を計画期間に設定してございます。平成 32 年度の目標といたしましては、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合である現状趨勢から、短期目標年度までの今後 5 年間に実施を予定している対策等をしっかりと実施したその効果である削減効果量を減じたものが短期目標として掲げたものでございます。これを計算いたしますと 15% の削減となるというものでございます。

更に諮問案の中期計画としてお示しをいたしました 2025 年、こちらに対する設定の考え方ですが、同じように現状趨勢から削減可能量を減じて設定してあります。長期計画の目標値に出来る限り近づけるために、今後追加的な対策、現在はまだ計画されていない追加的な対策や施策の推進を図ったと仮定した場

合の削減可能量を減じたものが中期目標で、目標値を数値で言いますと 20%の削減と、提示をさせていただいております。

更に長期計画の 2050 年に関しましては、先程ご説明した協議会からの意見も尊重させていただいて、市川市民一人当たり 2 トンまで下げるということでございます。これについては、先進国は 80% くらいの削減が必要であるという国際公約、また、日本が世界に向けて発信しました内容を尊重させていただいているというものでございます。

なお補足といたしまして、次のページをお願いいたします。

二酸化炭素排出量やエネルギー量での目標の設定ということで、先ほども申し上げました 2020 年、2025 年、更に 2050 年について、それぞれ目標値を設定させていただいております。これに関しましては地球温暖化対策、低炭素社会を目指すという意味合いがございますので、二酸化炭素排出量に換算したもので目標等を掲げてございます。ただ、ご存知のとおり、二酸化炭素排出量というのは排出係数、例えば電気と言えばその発電にどの様なエネルギーをどれだけ使ったのか、という換算が必ず出てまいります。ただし、これから将来の係数は現時点ではなかなか推計がしにくいということもございまして、現時点では 2025 年、あるいは 2050 年に関しましても、現時点で得られる排出係数を元に二酸化炭素排出量に換算しております。今後の進行管理につきましても二酸化炭素の排出係数は、固定して考えていきます。ですから、目標設定は二酸化炭素排出量ではありますが、実際の活動量が進行管理においてはそのまま二酸化炭素の排出量に換算されるものとお考えいただければと思います。

恐れ入ります、最後にもう一枚めくっていただきまして、市の削減目標（案）について、簡単にご説明をさせていただきます、

先程説明いたしました、基準年度を平成 17 年度、2005 年にした場合にはどうしても運輸部門についてはプラスになってしまうということがございます。これは既に前回の会議でも委員からご指摘やご質問をいただいたところでございます。こちらの網掛けの部分、現時点での基準年に対するそれぞれの部門の CO₂ の削減率でございますが、ちょうど上から 3 番目、中段の運輸部門の網掛けの部分を見ただきますと、2020 年がプラス 5.7%、2025 年でもプラス 3.9%、更に 2030 年になってもまだプラスの 1.4% ということでございます。なお、参考までに国の約束草案における基準年度である 2013 年度を基準年度にした場合に、運輸部門で申し上げますと、2020 年でマイナス 8.1%、2025 年がマイナス 9.7%、更に 2030 年もマイナス 11.8% となります。運輸部門をとってみると、基準年を平成 17 年度にした場合は、どうしても見掛け上増えて、市民に対して誤解を招くこともあると事務局では考えております。

説明は以上でございます。

鮎川会長 ありがとうございます。

今の説明は、二酸化炭素排出量の推計と削減目標についてという議題1に関して、前回あった質問に対する説明でした。

本日は答申に向けて、答申案をまとめていくステップにしたいと思っておりますので、二酸化炭素排出量の推計と削減目標について、今説明のあった部分に関して、皆様のご意見を頂戴して集約していきたいと思っております。

本日の資料は、皆様も目を通しておられるかと思っております。資料1-1、1-2等は各委員から出された意見、その他はそれ以外の意見です。議題1の対象範囲である諮問案の第1章から第4章の部分について、既に出された意見以外にも何か意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

残りの5章と6章の部分については議題2で扱いますので、今はこの第1章から第4章の部分について意見をいただきます様よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

長友委員 議員の長友です。

資料の4-1に関連した質問をします。温室効果ガスの排出量の推計ですが、統計データとしては全国や都道府県などのものを利用していきますというご説明ですが、特に温室効果ガス削減、排出量削減として重要なもののひとつはエネルギーだと思っておりますが、エネルギー関係は市町村のデータがないわけですね。ということは、按分をして算出をされているということで、何人かの委員からも質問や疑問が出ていますが、按分で目標設定した場合、市としての削減が目標に対してどこまで到達したかという評価が困難になるのではないかと思います。目標設定するところまでは良いのですが、目標を設定したからにはそれがどこまで目標年に、あるいは途中の段階、あるいは毎年など、達成度というのを評価しながら、達成度が低い場合にはなんらかの方策を講じなければいけない。いわゆるPDCAサイクルを回さなくてはいけないと思っております。元になっているデータが按分のデータだと、市としての取り組みが十分なのか不十分なのか、その評価ができないと思っておりますが、途中段階あるいは目標年次において、その評価を今後どのように取り組むつもりなのか、お聞かせ下さい。

鮎川会長 とても的を得たご質問だと思いますが、いかがでしょうか。

稲葉課長 先程ご説明させていただきましたとおり、短期、中期、そして長期の目標設定に関しましては、二酸化炭素に換算しなければいけません。それに対して、

当然、市川市で持っているデータがあればそれを最大限使いますが、それ以外のものについては県あるいは場合によっては全国のを人口割等で按分しなければならぬというのが現時点での状況でございます。

ご指摘の進行管理をどうするのか、毎回毎回、全国の按分だけでやるのかということになりますと、市川市民あるいは市川市内の企業がどれだけ努力しても全国で努力しない限りは、この数値に表れてこないというのは当然であると私どもも認識しております。この後、施策の項目、取組項目、あるいはその指標について少しご説明をさせていただきたいと思っておりますが、本日の資料4-3、これは前回の会議で概要版を使って少しご説明をいたしました。取組項目については、それぞれの基本目標ごとに取組項目を設けておりまして、全部で25項目でございます。この25項目について、それぞれ代表となる指標というものを今回改めて事務局のほうからご提示をさせていただいております。これに関しましては、毎年ある程度数値を把握できるというのがまず大前提でございます。更に市川市内あるいは市民、そして関係事業者の活動量が反映できると、こういった点を考慮いたしまして、この指標を設け、更に現状と目標値を示させていただいております。ですので、毎年の進行管理につきましては、こうした指標をまず使いまして、それぞれの進捗具合を把握させていただき、それによって追加的な施策なり、事業というものを関係部署とともに進めていきたいというように考えております。以上でございます。

鮎川会長 ありがとうございました。

後藤委員 PDCA サイクルというのはあくまで堂々巡りではない。だから、まずはセッティングして、螺旋階段の上に向かって行くということです。基本的なことを申しますと、データがないわけですから、そうセッティングされているわけですね。それを受けて、一年ごとの見直しというのが一番大事なんでしょうね。それでPCDAとして螺旋階段の上に乗って行くことになると思います。

鮎川会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

長友委員 稲葉課長の説明に対する疑問ですが、確かにこのように数値を設定していくのは大事ですが、途中で数値を評価するにしても結局按分になるわけですね。国や県のデータを按分して、市としてどうだったのか。ということは、市の努力が、全国平均あるいは県の平均より上だったのか下だったのか分からないですね。そこを私は疑問に思っています。データが無いからどうにもならないですが、結局は全国平均あるいは県平均のデータがどうなっているかということ

を評価しているということになり、市の努力がよかったのか、足りなかったのか、そこの評価ができない、という認識でよろしいでしょうか。

稲葉課長　　今のご質問は恐らく、エネルギー等を全てCO₂に換算して算出した値に対して、その評価がどうなのか、というご質問だと思うのですが、それに関して申し上げます。今、長友委員のほうから仰っていただいたとおり、CO₂に換算したときの市川市固有のデータというのは現時点では取れないということにはなります。ただ、その代わりとして、先程申し上げたそれぞれ個別の指標、これについては全て市独自のデータが取れるというものを前提にしていますので、その独自の取組項目の指標で、どれだけ進んでいるのか、進んでいないのか、項目によっては後退してしまっているのかというものを見ることができるものと思います。それがすなわちCO₂の削減につながっているかどうかというのはまた少し問題が離れるのかもしれませんが、先程、後藤委員が仰った、毎年毎年のデータの積み上げによって、これからもっと力を入れていかなければいけない部分、あるいはそんなに力を入れなくても市民の意識が上がっている部分ということを知りながら、それぞれの施策の方向性というものを修正していく、その手段にはなると考えております。

以上でございます。

鮎川会長　　後藤委員。

後藤委員　　その時に是非お願いしたいのは、いわゆるプレシード（PRECEDE）の診断方法についてしっかりやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

鮎川会長　　ありがとうございました。

今の内容は、本編の5章や6章に関連すると思うのですが、全体を話せば良いと思いますので、皆様、忌憚りの無いご意見をよろしく願いいたします。

福田副会長　　よろしいですか。

今の長友委員の意見は妥当だと思いますし、私もそう思います。全国レベルや県レベルのデータをいくら市川市の世帯数などで割っても、それが市川市の評価につながるとは思いません。そのとおりだと思います。それしかデータがないから、目標値はそれで設定する、そのために具体的な指標を立てて、対策を練るということでやっていきたいということであれば、その接点、つまりリンクさせる部分があると、長友委員の意見も分かりますし、毎年進行管理し

て把握するという後藤委員の意見も結びつくと思います。先程の説明でありました、東京電力や京葉瓦斯などから貰えるデータを対比させる、比較検討するなどということは考えておられますか。それがある程度示されると、全国的なものと市川市のものが数値的に関連していることが少し理解できると思います。この辺りの考え方について、事務局にお話していただけたらと思います。

稲葉課長　　まず京葉瓦斯についてはそのまま随時、市の特定のデータが出てきますので、例えば、市川市の世帯が使っているガスの使用量と、全国平均との比較もあわせてさせていただきたいと思います。また、東京電力からのデータも、家庭も含めた市川市域の小口使用者に対して、東京電力がどれだけ電気を供給しているのか、それを目安として世帯数で割ると、東京電力管内全体の世帯数で割った時と比べて、電気の使用量が高いのか、同じくらいなのか、低いのか、ということもわかると思います。これであれば毎年評価も出来ますので、項目ごとの指標と直接リンクするわけではないですが、得られるデータについては、適宜、市川固有のものと、千葉県平均、あるいは全国平均あるいは関東一円の東京電力が供給しているエリアの平均と比較することで、できるだけ市川市民、あるいは市内の企業が頑張ったというものをプラスに評価できるような方法というものもあわせて、この計画の中に盛り込みたいと考えております。以上でございます。

鮎川会長　　ありがとうございます。これに対していかがでしょうか。

後藤委員　　大変ありがたいことに一年一年評価をやってくださるというお話ではありますが、それを計画に文言として落とし込むということはできないのでしょうか。それと同時に、その評価を環境審議会が何らかの形で見る事ができる、意見を申すことができるということも入れられないでしょうか。

鮎川会長　　そのことを答申の中に入れ込むつもりでいます。
次回の見直しのときに向けて、もう少しデータの把握をきちんとして欲しいという方向を答申の中に入れていきたいと思っています。

後藤委員　　答申の中に入れるのは分かりますが、答申で我々審議会がこう申します、それだけで終わり、という結末になりませんか。

鮎川会長　　審議会の役割は、諮問に対して審議して答申という形で意見を述べることにあると、私は理解しています。

後藤委員 それでは答申書には強い語調の文章を書きましょう。よろしくお願いします。

鮎川会長 その他いかがでしょうか。

データに関しては、市川市独自のデータをできる限りの範囲で収集するように努力して欲しいという文言を強く入れるということがまず1点だと思います。その他に、第1章は計画策定の背景、第2章は計画の基本的事項、第3章は温室効果ガスの排出状況と現状について。これは推計方法について、実態を把握されていないということです。第4章は削減目標についてで、目標年次を、国にあわせて2030年とすべきではないかです。2025年という目標が市川市独自のものなので、2020年と2025年でもいいのではないかと、という意見も前回出たと思いますが、いかがでしょうか。

後藤委員 目標年度の設定に関しては、いわゆるPDCAサイクルに則って状況を見ながらということではよろしいのではないかと私は感じております。

ひとつ、少々場違いな話になるかもしれませんが、ここで非常に大事な部分が抜けているような気がするので、答申に関する事として議論してよろしいでしょうか。

いわゆる環境汚染、環境問題という中では、グローバル化ということで、ライン（国境）が関係ないわけです。今まで議論された部分に関して、グローバル化というキーワードがないのです。地球規模的に解決しなくてはいけない事柄であるという最初のところが抜けている気がしています。もう一度確認していただいて、この問題というのは市川市だけの問題ではなくて、千葉県だけの問題でもなくて、日本だけの問題でもなくて地球規模的な問題であるということをもっとしっかりと、グローバルと書いたほうがいいと思います。

鮎川会長 ありがとうございます。

本編5ページから国内外の地球温暖化の対策の方法ということで、世界の動きというのはありますが、今年のCOP21において国際的な枠組みが出来る予定となっているとしか聞いておりませんが、ここでやっぱりもう少し強く、と。

後藤委員 いえ、理念を書いて欲しいのです。

鮎川会長 国際的に全世界で取り組むべき問題である、という一言ですね。

後藤委員 はい。

鮎川会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、後藤委員のご提案について、理念として、温暖化問題は市川市独自の計画があれば解決できるという問題ではなくて、国際的に全ての国が取り組まないと解決できない、という大きな地球環境問題なのだ、という一言をどこか最初の方に入れる。それで、私としては最後に、COP21で採決される予定となっており、としか書いていないので、ここでやはり、全世界が参加するきちんとした国際的な枠組みが採択される必要があると、そして全世界で取り組まないと解決できない問題であると、というような文章を最後に加えたらいかがかと思えます。

後藤委員 それはどこでも結構です。我々がそうすると入れてもらえれば。

西原委員 今回の資料を見ていると、既に市も随分と検討している様なので、次の議題である計画の取り組みや適応も全て踏まえてから意見を出したほうが良いのではないかと私は思います。

鮎川会長 今のご意見、よろしいでしょうか。当初は、全体をまず、1章から4章までに分け、その説明のあとに、5章、6章の内容について審議する予定でしたが、あらかじめ全ての説明を聞いてから、皆さんのご意見を伺うという形式に変えるということで、よろしいでしょうか。

では、続きまして、この議題2の施策体系、取り組みの指標、適応策、推進体制について、ご説明をお願いいたします。

稲葉課長 それでは、引き続きまして、私の方から説明をさせていただきます。

まずはじめに、前回も使用いたしましたカラーの見開きA3の資料をお願いいたします。中を開いていただきまして、右側、7番と書いてありますが、7.計画の施策体系（市の取り組み）と書かせていただいております。これ以降が本編の5章以降ということになります。将来像としては既にご説明させていただいているとおり、「自然と文化に生まれ 活力に満ちた 低炭素なまち いちかわ」でございます。基本目標を大きく3つ掲げておりまして、基本目標の一番目が低炭素なエネルギー対策の推進、基本目標2としまして、低炭素なまちづくりの推進、基本目標3が低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推進する人づくり、ということでございます。それぞれに施策の目的、更に取り組項目をぶら下げているという体系になってございます。

それでは、恐れ入ります、資料の4-3という、本日改めて皆さんにお配りいたしました差し替え分の資料をお願いいたします。

先程も委員からご質問があり、取組項目につきましては少しだけ説明をさせていただきましたが、取組項目は25項目でございます。ちょうど表の真ん中に米印でお示しのとおり、太字を重点項目とさせていただいております。この重点項目につきましても、前回の会議の中で委員から、市民に分かりやすい、あるいは誰が見ても、この計画のどういう部分に重きを置いて取り組みを進めていくのか、ということを見ると、重点項目は必要だろうというご意見をいただいたところがございますので、改めて、事務局案といたしまして、太字にした部分を重点項目としてお示しをさせていただいているところでございます。

それでは、取組項目ですが、まず上の段、基本目標があり、公共施設・事業者等への対策の推進という施策の方向について、5つの取組項目を掲げてございます。公共施設への再生可能エネルギー設備の導入促進、これを、この施策の方向の中の重点項目とさせていただきたい、というものでございます。2番目が、事業者等への再生可能エネルギー設備の導入促進、そして3番目が公共施設の省エネルギー対策の推進、4番目が事業者等の省エネルギー対策の推進、そして、5番目が、面的エネルギー対策の導入手法の調査・検討、でございます。なお、その右側に取組項目の指標というものをあげさせていただいております。

この指標につきましては、カラーの資料もあわせて見ていただきたいのですが、カラーの資料の8番目、各基本目標における取組の指標となっておりますが、こちらには25項目全てに指標を設けてございません。これは、前回の意見書において、取組項目が25項目あるのであれば、25の指標が必要ではないか、というご意見を参考にさせていただきまして、この網掛けの部分を新たに指標として追加したものでございます。ですから、取組の指標に関しては網掛けの部分を中心に説明をさせていただきますが、先程申し上げた5項目のうち後半の3項目、公共施設のエネルギー消費原単位、この原単位というのは施設全体のエネルギー量をその総床面積で割ったもの、すなわち単位床面積当たりのエネルギー量ですが、これを指標案としてあげさせていただいております。

続いてその下、業務系建築物のエネルギー消費原単位でございます。更に、面的エネルギー対策の導入手法の調査・検討の実施、でございます。その下、施策の方向で言いますと2番目ですが、低炭素住宅の推進には、取組項目としては3項目でございます。住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進、更に、住宅への省エネルギー対策の推進、この2点について重点項目とできないか、と考えております。その下、もうひとつの項目として、環境配慮型住宅の推進

がでございます。指標について申し上げますと、先程の網掛けの部分を見ていただきたいのですが、省エネルギー設備設置助成件数、これは市の補助金を使って設置した件数を指標案としてお示しをしております。またその下は、低炭素型建築物認定件数ということで、市の建築指導課が認定をする制度でして、省エネ性能、その他環境配慮の度合いによって認定を受けることができ、税の優遇であったり、場合によっては建ぺい率が緩和される制度でございます。この認定件数を指標と出来ないか、ということでございます。

続きまして、基本目標の2に移りますが、施策の方向の緑地の保全及び都市緑化の推進については取組項目が2項目でございます。緑地の保全の推進と都市緑化の推進。このうち、都市緑化の推進を重点項目としたいと考えております。指標といたしましては、緑の保全地区等の面積（私有地を含む）となっております。また、その下、都市公園の面積については、既に諮問案の中でも掲げている指標でございます。

続きまして、交通対策の推進という施策の方向には4つの取組項目がございます。自動車交通流の円滑化、次に環境に配慮した自動車の使用促進、公共交通機関の利用促進、そして自転車・歩道の利用環境の整備でございます。ここも網掛けの部分で3項目に指標を追加してございます。交通流の円滑化につきましては都市計画道路の整備率、公共交通機関の利用促進についてはコミュニティバスの利用者数、自転車・歩道の利用環境の整備については自転車走行空間の整備延長を指標案としてお示ししてございます。

続きまして、施策の方向、循環型社会形成の促進でございますが、重点項目とさせていただきたいのは廃棄物の減量・資源化の推進（3Rの推進）でございます。指標につきましても、これは諮問案にも出ておりますが、一人一日当たりのごみの排出量とさせていただきたいと考えております。

続いて網掛けの部分ですが、廃棄物焼却時の熱回収・余熱利用ということで、ご存知のとおりクリーンセンターにおいて廃棄物による発電を行っておりますので、この発電量を指標としたいと思っております。

続きまして基本目標の3に移りますが、市民・事業者との協働の推進という施策の方向については、3つの取組項目がございます。1つ目は市民・事業者との協働の推進、2つ目が市内大学との官学協働の推進、更に3つ目、市民との協働の推進でございます。こちらについては一番上の市民・事業者との協働の推進を重点項目とさせていただきまして、それに対する指標として、市民・事業者・関係団体・市で構成する地球温暖化対策推進協議会の主催事業にどのくらいの市民の方、あるいは関係者の方が来て頂けたのか、関わっていただ

たのか、というものを指標としていきたいと考えております。その下、市内大学との協働では、包括協定を締結している学校数ということで、現在の締結校は千葉商科大学と和洋女子大学の2校でございますが、その他の大学との包括協定の締結ということもひとつの指標となるのではないかと考えております。

続きまして、施策の方向として、環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進については6項目ございまして、学校等での環境学習の推進、その指標については環境学習の開催回数を、次の市民向けの環境講座、イベント等の実施に関しましては、この開催数と受講者数を、3番目の環境情報の提供につきましては、市の公式Webサイトへのアクセス数を指標とさせていただきたいと。また、4番目の地域ポイント制度との連携でございますが、現時点で市川市が持っております地域ポイント制度にエコポイントとエコボカードというのがございますが、この様な連携ということで、インセンティブの付与、エコボカード以外の地域ポイントを検討することを指標にできないかと考えております。続いて5番目の地産地消の推進については、地産地消を心掛ける世帯の割合でございます。なお、この地産地消に関しましては、これまでこの審議会の中でも、その定義について、市川市内にあるものを食べるのか、あるいは消費するのが地産地消なのか、あるいは近隣市あるいは県内、関東どこまでとするのかという議論もあったかと思いますが、消費行動を取る上で常に、この物がどこできて、それを購入するのが自分にとって、または、環境にとってどうなのかということ意識する、この様に意識して購入している世帯の割合が指標になるのではないかと考えております。

最後に、エコライフの普及と促進、この項目だけは大きな枠組みということにはなりますが、これは現行の地球温暖化対策推進プランにおいても重点施策として掲げてきたものでございまして、エコライフに関して、いつも取り組んでいる世帯数を現状の50%から引き上げていくべきという考えの下、エコライフの実践率を指標として考えております。

以上が取組項目、更に先程申し上げた取組項目に対する指標と、今後の目標でございます。なお、目標には、数値をあげているものと矢印で示してあるものがございます。この矢印につきましては、それぞれ所管課の計画等に、5年後の数値目標が示されていない、あるいは現時点で数値を示していくことが難しいというものに関して、今後も増やすというものは右上がり矢印で、横ばい又はこれ以上、下げないというものはそのまま平行の矢印で示させていただいております。

もう一度カラーの資料に戻っていただきまして、9、10、11と書かれた最終ページをご覧くださいと思います。

こちらでも前回少し内容は説明させていただきましたが、今回もご審議いただく部分ですので、概要を説明いたします。

まず9. 地球温暖化に対する適応策の推進でございます。地球温暖化対策、低炭素社会に向けて、色々な施策、これは当然国を挙げて様々な施策が実施されていますし、また今後も行われるところではございますが、既に温暖化の影響は様々なところに出てきていると言われております。ですから、温室効果ガスの削減対策に力を入れる一方で、既に出てきている影響にも備えなければいけないということで、適応策の項目、更にその対応を、この計画の中に示させていただいているところでございます。

大きく4項目ございまして、まず健康対策。夏場に猛暑の日が続くということもございまして、お年寄りや子供たちを始めとする熱中症患者数が増加しておりますので、熱中症に関する適切な知識、また対処法や予防対策もあわせて、環境との関係の視点からも発信していくべき、ということで掲げさせていただいております。

また、ご存知のとおり、近年はゲリラ豪雨ですとか、あるいは50年、100年に一度の大雨による大災害というものが各地で散見されております。こうした災害対策にもしっかりと対応して行かなければいけないということで、ここでは具体的な内容等について並べてございます。

あわせて経済活動に関係することになりますが、例えば市川市の梨をはじめとする農産物への影響についてもしっかりとした調査、更にそれに対する備えも万全にしていかなければいけないと考えております。

更に4番目の項目として、生物多様性の問題です。これまで千葉県あるいは市川市で見られなかった昆虫や植物が見られるようになり、また、本来、市川市固有のものであったものが無くなっていくという状況も現れてきていますので、モニタリング調査をしていくことで、自然環境の状態を把握し、また、保護・保全できるものについては適切な施策を進めていくことも必要であろうと考えております。

続いて10. 地球温暖化対策がもたらすコベネフィット、副次的効果でございます。当然のことながら、温暖化対策は先程申し上げた健康や災害対策、あるいは農業対策、そうした分野への大きな影響というものを出来るだけ抑制するというのが大目的ではございますが、あわせて運輸・交通、あるいは都市機能の集約化、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入等について、副次

的な効果も得られるということでございます。例えば、環境にやさしい運転としてのエコドライブですが、これはエコドライブによって消費燃料を少なくすると、家計にもやさしくなりますし、あわせて安全運転や渋滞の緩和にもつながり、様々なプラスの効果をもたらします。温暖化対策だけではなく、こうした副次的効果についてもしっかりと市民の皆様にお伝えしていく必要があると考えております。

また、その下の都市機能の集約化でございますが、中心市街地の活性化、あるいはその中心市街地と少し離れた郊外との関係についても、今後、温暖化対策の中でもしっかりと考えていく、また、そのことにより郊外に貴重な緑が残り、中心市街地に住む人たちがその緑にふれることで、その重要性を認識することが非常に大きなことと考えます。

省エネルギー対策に関しては説明するまでもないことだと思いますが、医療の問題、健康づくりにも大きく役立つものと考えております。個別の取り組みにおいても、先程申し上げましたエコドライブの推進、歩道の利用環境の整備、住宅の省エネルギー改修など、市民に対して温暖化対策というだけではなかなか訴えきれない部分が、こうした副次的効果をしっかりとお示しすることによって、より多くの市民の理解を得られるものと思っております。

最後に11. 計画の推進体制でございます。図の左側に庁内推進体制、右側に市民・事業者等の囲みがあり、中央で協働という両矢印で結んでおります。右側の市民・事業者等の下に先程申し上げた協議会が、協働のための推進組織、推進エンジンということで位置づけをさせていただきたいと考えております。なお、これも審議会の委員から、環境審議会の位置付けをこの図の中に、入れるべきではないかというご意見、ご指摘もいただいているところでございます。これについては、庁内推進体制の中に組み込むということではなく、市長からの諮問を受けて、協議、審議、建議するという付属機関としての位置づけとして、この図の、協働の両矢印の上のあたりに入れていくべきなのかなと考えておりますが、これにつきましては、審議会の皆様からのご助言等いただければと考えております。以上でございます。

鮎川会長 ありがとうございます。

事務局から、市の取組項目と指標、適応策ということで、副次的効果、そして推進体制について説明がありました。まずは推進体制の前の部分までで、個別で結構ですので、ご意見がありましたらお願いします。

福田副会長 基本的なところですが、カラーの資料の、6. 市川市の二酸化炭素の排出量

の削減目標について、諮問案では基準年は2005年になっています。今回の資料4-2の3/3ページでは、基準年が2013年になっています。そして中期目標は2025年と2030年のふたつが書いてあります。この中期目標年度はどちらにするのか。もうひとつ、基準年度は運輸部門の統計データの変更に伴って2013年にすると思うのですが、もう一度この年度の変更についての市川市の考え方を、説明してください。

稲葉課長 それでは改めまして、まず先程、副会長の方からもございましたが、資料4-2の3枚目、一番最後のページ、市の削減目標案についてというものをもう一度ご覧頂きたいと思います。先ほどはこの中段の運輸部門をひとつの例として、基準年をこれまでの諮問案2005年度、平成17年度とした場合と、2013年度、平成25年度した場合について説明をさせていただきましたが、先ほども申し上げたとおり、どうしてもこの運輸部門に関しては統計上の問題から、平成21年度に急激に排出量の算出結果が上がってしまいます。それは実質的に市川市内に特種車・バスが増えたのではなくて、国土交通省関東運輸局が持っているデータに新たな車種が加わったがために、市川市内の車両数は増えてないが、算出したCO₂は増えているという少しおかしな状況、あるいはちょっと誤解を招くような状況が生じていることを申し上げました。ですから、できれば事務局としては、2005年度、平成17年度を基準年とするのではなくて、過去データとの比較をより適切に行うために、2013年度、平成25年度を基準年にさせていただきたいと考えております。そうすることで運輸部門の問題も解消されますし、当然、他の部門に関しても全く影響はございませんので、市川市として各部門においてできる限り、これから5年、10年、更にその先へ向けて排出量を削減していくという姿勢を明確に示せるのではないかとということが1点ございます。

それからもう1点のご質問について、2025年度が諮問案における中期目標になってございますが、諮問以降に国が示した目標年次としては2030年度だということがございました。諮問案における中期目標を2025年度としたのは、市川市の基本構想に基づく総合計画の目標年次にあわせて中期目標としたわけですが、国が2030年度という形で示してきますと、都道府県始め、各自治体が、今後の温暖化対策実行計画の見直し等については、中期目標を2030年度に設定する可能性が高いものと思っております。ですから、市川市の状況と全国あるいは千葉県の状況とを適切に比較するのは重要であるというご指摘をいただいておりますが、今後比較をする際に2025年度よりは2030年度の方が、他との比較はしやすいものと考えております。その一方で、2030年度ということになりますと、まだこれから15年間ありますので、15年間のうちにもっと様々な施

策が進められていくのではないか、その可能性を考えると、単純に2025年度を5年延ばして目標年次とするというのは、逆に少し乱暴な部分もあるのかと、一方では思っております。ですから、先程の基準年度を2013年度とするというのは事務局の考えではございますが、目標年次に関しては2025年度と2030年度とでそれぞれメリット、デメリットがあるものと考えております。以上でございます。

福田副会長　ただいまの説明は概ね分かりましたが、私は前回、中期目標年度は2030年度の方が良いのではないかと発言をしました。しかし、今日配布されたデータをグラフに落として長期目標までを結ぶと直線になりません。逆に2025年度、それから長期目標、短期目標を結ぶとほぼ直線になります。ですから、あまり直線から離れたような2030年度のデータで目標を追うよりも、先程事務局が言われたように、他の総合計画とあわせた2025年度を中期目標としたほうが、私は好ましいと考え直しましたので、その件について皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

鮎川会長　いかがでしょうか。

長友委員　目標設定の考え方についての資料4-2、指標についての資料4-3を両方比べてみると、今、副会長が仰った目標年次も話も一致していない。それから項目に関して、目標については民生家庭部門や民生業務部門となっておりますが、指標は別の振り方をしてあります。細かく見ていけば目標と指標に関連があることは分かりますが、もう少し分かりやすい資料にできないでしょうか。目標と指標とを同じ体裁にしたり、年次も同じにしたり、左側の率や項目も同じにするなど。それからもうひとつ言うと、資料4-3に掲げられた指標を達成すると、CO₂を2020年に20%削減できるということが分かる資料にしていきたいと思っております。事務局は様々な計算をされているのでしようけど、なかなかそれが見えてきません。それと副会長が先程冒頭に仰ったように、この指標とCO₂削減目標との関連性が分からない。それが分からないとなかなか説得力が無いので、もう少し分かりやすい資料にしていきたいと思っております。

鮎川会長　指標と目標が一致していないというご意見だったと思っております。他にはいかがでしょうか。

片岡委員　片岡です。今、指標の件が出ましたので、少し確認をさせていただきたいのですが、資料4-3の基本目標2のうち、Ⅲ．緑地の保全及び都市緑化の推進の

ところで、取組項目の指標に、緑の保全地区等の面積（私有地を含む）というのがあり、2020年は横ばいと書いてありますが、私有地を含むとなると結構不安定なのではないかと思いますが、これは横ばいではなくて、これまでの経緯だと減るのではないのでしょうか。それともうひとつ、基本目標2の中のV-①の指標、1人1日当たりのごみの排出量が2020年に減りますが、クリーンセンターにおける廃棄物発電量は変わらない。ごみが減るのに発電量は変わらないのではなくて、ごみが減れば発電量は下がるのではないのでしょうか。

稲葉課長　ただ今の質問2点に関して、まず、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する緑の保全地区等の面積については、ご指摘のとおり、私有地に関しましては相続の問題等もあり、このままでいけば緑地は少なくなってしまうという状況でございます。それに対しまして、所管課では、これ以上緑地を減らさないということで、関連する施策を進めて、この5年ですが962ヘクタールという現状に対して、1ヘクタールも減らさないような努力をしていきたいということで、横向き矢印を示させていただいております。これは所管課でも同様の目標を立てて努力しておりますので、我々も一緒に協力して、地主等の理解も得ながら進めていきたいと考えております。

それからもう1点の廃棄物発電の件ですが、これも確かにご指摘のとおり、発電の燃料であるごみが減ることによって、発電量も減ることにはなりますが、現在クリーンセンターの炉、あるいは発電機を若干改良して、発電効率を以前よりも上げているということもございます。クリーンセンターには焼却能力200トンの炉が3炉あり、以前はこのうちの2炉を動かさないとなかなか安定して発電できないという状況でしたが、その後の延命化や改修工事により、現在は1炉を運転できれば発電が出来るという状況になっておりますので、現時点では5年後のこうした目標に対しても、それほど発電量が変わらないものということで我々は認識しておりますし、クリーンセンターも同様の認識でございます。ただ、これから更にごみが減るということになりますと、当然発電量に影響して参りますので、例えば、ごみ処理量に対する発電量というような原単位的な考え方で発電量というものを指標にしていくというのもひとつの方法であると考えております。以上でございます。

片岡委員　了解いたしました。

鮎川会長　他にいかがでしょうか。

石原委員　いくつか申し上げたいと思っております。先程、後藤委員も仰ってました

が、この地球温暖化対策の取り組みというのは決してひとつの市の中だけで
できることではないということです。広域的な取組、そして推進が必要だとい
うことが、計画のどこかに入っていないといけないのですが、あまり入ってい
ないようです。例えば本編 8 ページの市川市の取組の箇所には、市川市を超えた部
分、つまり市川市民が他県でなにかやることだって関係あるでしょうし、日本
全体が、世界がエコのことを考えるという話もこの 8 ページに入れるのか、あ
るいは本編 56 ページ以降の取り組みの冒頭にもう少し盛り込めないかと思
います。温暖化対策は、市内だけで太陽光発電を住宅の屋根につけるだけじゃ
ないと思っています。

それから広域的視点でいうと、私は何回か指摘していますが、例えば、木造
建築の話です。家を建てる時にはできるだけ木造にしましょうということ。
それから市川市内の話ではなくて、国産木材を使えば、その地域の森林保全に
つながるのではないのでしょうか。こうしたものも広域的という意味からすると
大変重要なポイントであり、それが取組あるいは指標にあってもいいのでは
ないかと思えます。例えば、公共建築物の中でも、市川市の建築物ぐら
いは木造建築物を建てるなど、そういったものも指標になり得ると思
います。

更に言えば、民間の建築物についてもできるだけ国産木材を使って建てる啓
発をすることも考えられないのかなと思えます。

それからもうひとつ。本編 62、63 ページあたりの、まちづくりの推進の部分
ですが、緑地の記載があります。街路樹というのは大変重要な視点だと思
いますし、緑地保全というのもそうですが、もうひとつは本編後半に出てくる適
応策の話とヒートアイランド対策です。これは大変重要な話です。

ヒートアイランド対策の話はほとんど出ていません。指標や細かい施策で出
てこないのは結構ですが、それが視点としては重要だとか、ヒートアイランド
対策が載っていないのは少し言葉が足りないのではないかと思えます。その
ひとつが今の街路樹対策であり、駅前の広場に樹を植えること、あるいはその
他の細々としたものもあるのではないかと思えます。そのことがなぜ入ら
ないのかと、今でも入る余地はあるのかという点です。

それから、今回良いと思うのは地産地消が入っているということです。これ
は更に言うと、食べ物だけではなく、自分が買う物や着る物、それがどれ
だけ環境に負荷を与えるのかという視点が重要だということを、指標などに
結びつかなくても、計画のどこかに入れたいと思えます。

それから更に言うと、エコツーリズムやエコボランティアなどの活動に市民
が参加していく、あるいは寄附でも貢献でも何かしら関与していくこと
も、どこかに加えられれば良いと思っています。

稲葉課長 ただ今の点は私どもも、諮問案の中に、できるだけ関係部署の取組も含めて、現時点で進めている施策などをそれぞれの項目に落とし込んでまとめたつもりではございますが、これまでも多くの委員から、こういう部分がもっと必要ではないか、あるいは全体的にもっと見やすくするべき、分かりやすくするべきではないかという貴重な意見をいただいておりますので、是非答申書の中にそれらの内容を盛り込んでいただきたいと思っております。先程、答申は、審議会が意見を述べるだけで終わってしまうという様な話もございましたが、答申というのは市長が審議会に諮問をさせていただいて、皆様のご審議のもとに出来るものですので、市としても大変重いものであると認識しております。答申の内容は最大限尊重させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

鮎川会長 他にいかがでしょうか。答申に入れて欲しい事項はあるでしょうか。

片岡委員 ちょっと全体的なことというか、個別具体的な話ではありませんが、環境政策や環境分野の目標というものは本当にあらゆる分野にまたがってやっけていなくてはならず、この目標を実現するためには、環境政策課だけでやっけてはだめで、環境政策課がお願いしますと言ってもだめで、また、環境政策課がリーダーシップを取って、かなりの力を持たないと無理だと思います。環境のために交通渋滞を解消すると言っても、道路交通部や街づくり部など様々な部署の上のほうから指示を出していかないといけないと思います。今の街づくり関係の条例などを見ると、あまり環境に配慮した条例はありません。そういう条例を作っけていかないと、環境政策課としても動きにくいでしょうし、何度提言してもお願いで終わっけてしまい、努力が報われないと思っておりますので、アクションプランの前にそれぞれ具体的に基準と条例を制定して実行していくという手続が必要だと思います。

それから、今、市民にお願いする話が出ていましたが、私も以前は環境の仕事をしていましたし、様々な企業の見学に行っていました。例えば本業が金融業であっても、自社の社員食堂で出るごみやビンカン、紙ごみなど、リサイクル率99%以上と仰っていました。今、市役所が取り組んでいるごみの処分やリサイクル率がどの程度実現できているのか。市役所がこのくらい実現できるのだから、是非一般家庭の皆さんもこのくらいはできるという具体的な案とその周知、すなわち出口のところが一番大事だと思いますので、そういうところをやらないといけないと思います。

鮎川会長 ありがとうございます。

中島委員 実際目標を立てるのは結局、我々市民だと思います。この諮問案を見ると、役所がやるものに見える。実際に目標を達成するためには、自分たち一人一人がやらないと不可能だと思います。それを具体的に、はっきり分かりやすく書いていただきたい。例えばこの中にも、二酸化炭素を減らすと書いてありますが、それが我々には言葉が分かりづらい。始めの目標の中に、市民に一言で分かりやすい言葉が入ったほうが良いと思います。これを見ていると、達成することは必要だが、市民が少し蚊帳の外という感じに見える。例えば、エコドライブに取り組む人が現在 368 人いて、2020 年に 400 人に増えるだろうというだけでしょう。32 人の人が取り組むことで目標が達成できるということです。確かにそれは数字としてはそうでも、その人が実行するかどうか分からない。ですから、全体的には分かるのですが、もう少し我々市民が分かりやすい言葉で、市民が、二酸化炭素が増えると困るということで、温暖化対策が実行できるような言葉が入ると良いと思います。

鮎川会長 一般の市民に分かりやすく、それを実行できるように、答申書に書いた方がいいと思っております。
他にいかがでしょうか。

西原委員 今の話に基づくことですが、資料 4-3 の目標値の横矢印のところですが、上を目指さない目標をわざわざここに入れる必要があるのかというのがひとつ。
それと今、お話しがあったエコドライブ、エコライフ、座学や実技教習などについて、そのことをやっている事自体をあまり聞いたことがないので、やはり市民目線ということであれば、それを何回実施するなどとしたほうが良いと思います。また、エコポカードについても、私も様々なイベントで見たことはありますが、実際には使ったこともあまりないですし、これをもっと市民に普及するという活動のほうが大事ではないかと思えます。その辺りを答申に入れていただいて、市が活発に実施していただければありがたいと思います。
以上です。

鮎川会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。時間も迫ってきたところですが、様々な意見が出ましたので、次回は答申をまとめる会合にするか、あるいは、もう一回、答申案を中心に議論するための審議会を設けるか、皆さんのご意見を聞いてから決めたいと思います。私としては様々な幅広い議論が今日できたと思っています。
事務局からお願いします。

稲葉課長 もう既に時間もだいぶ経っておりますし、この後、報告が1件入っておりますので、本日のこの温暖化対策実行計画の審議についてはそろそろ終了と考えておりますが、ただ今、会長からございました、私どもも前回の会議の中で、12月の下旬にもう一回開いて、そこでは細かな議論というよりは、答申書をどういう視点、あるいはどういった内容でまとめていくのかということを中心にご審議をいただきたいと考えております。先ほどからご意見も改めていただいておりますし、また、これまでの2回の意見、更に意見書の意見ということで、ある程度各章ごとの委員の皆様のご意見、ご指摘についてもある程度お伺いすることができたのではないかと考えております。委員の皆様もお忙しい中、貴重な時間を割いていただくということもございますので、できれば次回は12月下旬の3回目で答申のまとめまで進めていただければと事務局では考えております。

大野委員 改めて質問ですが、今回見せていただいたこの実行計画案や、その施策は分かるのですが、これは市だけがこうしますと実行してどうにかなるものではなくて、それ以前に市民の協力、市民がきちんと動けるかということが大事だと思いますが、この諮問案では、市民に対してどの様なアナウンスメントをしていくのか、あるいは啓発をしていくのかということがあまり明確ではありません。

確かに取り組みということでも市がどのように動くか、というのは計画書に書いてありますが、そのアナウンスメント、広報についてのコメントが一切ありません。そのことについては答申に入れるものなのか、あるいは、それはまた改めて環境政策課が別に考えるものなのか、教えていただけますでしょうか。

稲葉課長 ただ今のご質問でございます。

先程、他の委員からもございましたとおり、この計画、本冊子と今回の説明のために用意をいたしました概略版A3見開きの資料、これだけではなかなか市民には分かりにくい、または、ほとんど分からないのではないかとというようなご意見、今までも何件かいただいているところでございます。

このことについては、皆様からの答申も踏まえた形で、この計画策定に際しては概要版というものを作っていきたいと考えております。細かな話になって恐縮ですが、実際の概要版を作成する予算につきましては、来年度の当初予算に上げさせていただきますので、今年度中にこの本冊子、計画を策定すると同時に、できるだけ市民に分かりやすい形、もっと分かりやすい言葉で、市民が何に取り組めばどういった効果が得られるのかということも例示した、計画の概要版を来年度当初、できるだけ早い段階で作成して、市民の皆様へ配布、

あるいはホームページ等でもご覧になれるという様なことを考えております。

ですから、まず、計画の発信ということもございますし、また環境政策課、あるいは関係部署でそれぞれの事業、施策を実施していくという連携体制を重視しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

大野委員 ありがとうございました。

鮎川会長 それでは、次回の審議会の開催時期は12月末でよろしいでしょうか。

【 「了承」 の声あり。 】

ありがとうございます。それでは最後の報告事項に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

大山課長 環境保全課の大山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の3その他に参ります。報告事項になりますが、市川市環境保全条例に係る基準の改正について、でございます。お手元の資料5をご覧ください。

資料にお示ししましたとおり、有害汚染物質でありますトリクロロエチレンに関して、今回、水質汚濁に関する環境基準の改正に伴いまして、平成27年9月18日に水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令が公布されておりまして、排水基準を改正し、10月21日から施行されることとなりました。これを受けまして、今後、市の環境保全条例施行規則における排水基準について、法の排水基準に合わせた改正を予定しているものでございます。報告事項は以上でございます。

鮎川会長 何かご質問等ありますでしょうか。

後藤委員 この対象となる事業者はありますか。また、排水基準の超過が懸念されるような事業者は市域にあるのでしょうか。

大山課長 このトリクロロエチレンの規制に関しまして、環境保全条例の規制対象事業所ということでは市内に67事業所ございます。その中で、トリクロロエチレンが含まれる排水を出す可能性のある事業所としましては1事業所だけでございます。環境保全課で実施しております過去10年来の立ち入り調査の中では特に

基準を超過するようなことはございませんでしたので、今後、大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

後藤委員 基準というのは1リットルにつき0.3ミリグラムという基準ですか。

大山課長 そうです。

後藤委員 分かりました。

鮎川会長 他に何かありますでしょうか。ないようでしたら、本日予定しておりました議題はこれで全て終わりました。委員の皆様から、会議全体を通してご意見、ご質問、何かありましたらお願いいたします。

片岡委員 資料1-1の各委員から出ている意見書ですが、これは今後どのように使われたり、あるいは回答を頂けたりするのでしょうか。確認させて下さい。

稲葉課長 資料1-1につきましては、先程申し上げたとおり、前回の審議会での意見、その後の各委員からの意見書ということで、これに対して直接事務局が今の時点でご回答をさせていただく予定はございません。あくまでもこれにつきましては、当審議会での審議過程において、どの様な意見があり、そのどの部分を答申書の中に入れていくべきか、また、先ほどもございましたとおり、答申書に強くこれを求めていくですとか、あるいは付帯的な意見として取り扱うかというように、答申書を今後まとめていただく際にご活用いただければと思います。

以上です。

片岡委員 分かりました。

鮎川会長 他に何かありますでしょうか。
ないようでしたら、本日の市川市環境審議会を閉会させていただきたいと思っております。

稲葉課長 先程、次回開催時期を12月下旬、とご案内がございましたが、12月の下旬は既にご予定が入っていたり、あるいはこれから随時入ってくるかと思われるので、会場の都合で大変恐縮ですが、12月18日の金曜日を第一候補とさ

せていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

また、本日ご欠席の委員とも調整させていただいて、12月18日金曜日の開催が難しいということであれば、改めて第2、第3の候補を設けて調整をさせていただきたいと思いますが、本日時点では12月18日金曜日の午後ということをお願いをしたいと思っております。以上でございます。

鮎川会長

それでは、これで、環境審議会は閉会させていただきます。
ありがとうございました。